

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和6年内閣、警察等に関する主要政策課題
著者 / 所属	新井 賢治 / 内閣委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	464号
刊行日	2024-2-26
頁	3-17
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240226.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和6年内閣、警察等に関する主要政策課題

新井 賢治

(内閣委員会調査室)

1. 経済安全保障
 - (1) 基幹インフラの対象事業の追加
 - (2) セキュリティ・クリアランス制度導入の検討
2. こども施策
 - (1) こども大綱及びこども未来戦略の策定
 - (2) 日本版DBS
3. 新しい資本主義と政府経済見通し
 - (1) デフレ完全脱却のための経済対策と賃上げに向けた取組
 - (2) 政府経済見通し
4. 科学技術政策
 - (1) 生成AI規制の動向
 - (2) 日本学術会議の組織の在り方
5. 警察行政
 - (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の改正
 - (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正
 - (3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の改正

本稿では、今後内閣委員会における議論が見込まれる主要政策課題について、執筆時点の情報に基づき整理し紹介する¹。

1. 経済安全保障

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）は、近年、従来の軍事による安全保

¹ 本稿におけるURLの最終アクセス日は2024年2月4日である。また、本稿の内容も原則同日までの内容に基づいている。

障だけではなく、国家安全保障を確保するため経済上の手段を用いる動きが国家間で相互に先鋭化していること等を背景に成立した。各国は、自国の優位性を確保するために機微な技術・データ・製品等の獲得に向けた動きを活発化させており、特に2000年代以降中国の経済的台頭などを契機とし、米中間の技術覇権争いが先鋭化しており、我が国も対応が求められている。

同法の骨格は、①国民生活・経済に大きな影響のある物資の安定供給を図るため、特定重要物資の指定²、民間事業者の計画の認定・支援措置、特別の対策としての政府による備蓄等の措置、によるサプライチェーンの強靱化、②外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等の措置、による特定社会基盤役務（以下「基幹インフラ」という。）³の安全性・信頼性の確保、③先端的な重要技術の研究開発支援の促進とその成果の適切な活用のため、資金支援、官民協議会の設置、調査研究業務の委託（シンクタンク）等を措置、④安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにするため、保全措置をして公開を留保する仕組みや外国出願制限等の措置による特許出願の非公開である。①及び③は令和4年8月1日に、②は令和5年11月1日、17日と段階的に施行された。④については、6か月間の経過措置期間を経た上で、令和6年5月1日に施行される予定である。

（1）基幹インフラの対象事業の追加

基幹インフラとして定められている14の事業には、「港湾輸送」は含まれていない。しかし、令和5年7月4日に名古屋港がサイバー攻撃を受け、ランサムウェア（身代金要求型ウイルス）に感染し、同港の全てのコンテナターミナルにおけるコンテナの積卸し作業、搬入・搬出等を一元的に管理する名古屋港統一ターミナルシステムが約3日間停止し、搬入・搬出が不可能となり、物流に大きな影響を与える事案が発生した。これにより、荷役作業を行う港湾運送事業者が利用するコンテナの積卸し作業等を管理するターミナルオペレーションシステム（TOS）⁴に支障が生じた場合の影響の大きさが明らかになった。そのため、国土交通省は、同年7月31日に「コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会」を設置し、名古屋港で発生した事案の検証等を行うとともに、サイバーセキュリティ政策及び経済安全保障政策における港湾の位置付け等の整理・検討を開始した。令和6年1月24日の同委員会の「取りまとめ」では、基幹インフラに「港湾運送」事

² 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）により、令和4年12月に、抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物及び船舶の部品の11物資が指定されている。また、令和6年1月30日に、先端電子部品（コンデンサ、高周波フィルタ）及びウランを追加する政令改正が閣議決定された。

³ 基幹インフラ制度は、経済安全保障推進法第50条第1項において、特定社会基盤事業として電気、ガス等14の分野を外縁として規定し、そこから政令により規制対象事業を絞り込み、そのうち特に重要な事業者が、重要な設備の導入等をしようとした際、事前に審査をする制度である。事業ごとに事業所管大臣が、省令で基準を作成し、該当する者を指定、告示する。

⁴ コンテナターミナルにおいて、①船舶へのコンテナ積込に関する計画の作成、②コンテナの配置計画の作成、③コンテナの配置状況の管理を総合的に行う情報処理システム。

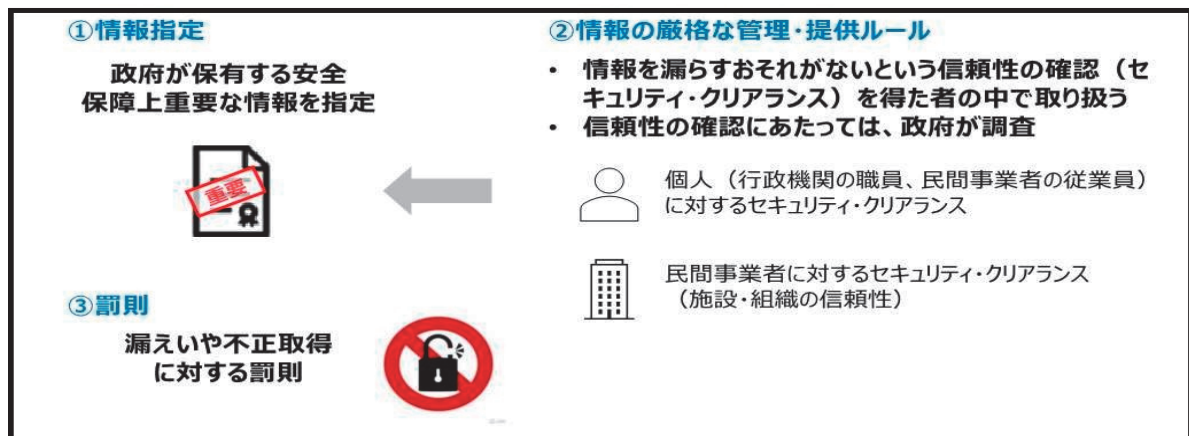
業を追加するため、経済安全保障推進法の改正を行う必要があるとの方針が示され⁵、1月30日の経済安全保障推進会議においても同方針は了承された。そのため、ターミナルオペレーションシステムの導入等に際して事前審査を行うことにより、港湾運送の役務の安定提供の確保を図るため、同法の改正案が提出されることが予定されている。

なお、「医療」についても、その機能が停止・低下した場合に、国民生活に重大な影響を及ぼす恐れがあるため⁶、基幹インフラに追加することが検討されたが、令和6年1月30日の経済安全保障推進会議において、今回は対象としないこととされた。その理由としては①医療機関ごとに病院情報システム（診療に必要な院内のシステム）が構築され、仮にシステム障害が生じたとしても、個別の医療機関の単位にとどまること、②地域では複数の医療機関によって重層的に医療提供体制が構築されており、周辺の医療機関との連携により必要な医療提供を継続することが可能であるためとされた。今後は個々の医療機関がサイバーセキュリティ対策を講ずることはもとより、医療におけるDXが進展していることも踏まえ、引き続き経済安全保障の観点からの検討も必要であろう。

（２）セキュリティ・クリアランス制度導入の検討

セキュリティ・クリアランス（適格性評価）制度は、国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報を指定することを前提に、当該情報にアクセスする必要がある者（政府職員及び必要に応じ民間の者）に対して、政府による調査を実施し、当該者の信頼性を確認した上でアクセスを認める制度であり、漏えいや不正取得に対する罰則を定めるのが通例であるとされる（図表参照）。

（図表）セキュリティ・クリアランス制度のイメージ



（出所）内閣官房「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」（第10回）（令6.1.17）参考資料を一部抜粋・加工

⁵ 「取りまとめ」である「名古屋港のコンテナターミナルにおけるシステム障害を踏まえ緊急に実施すべき対応策及び情報セキュリティ対策等の推進のための制度的措置について」ではこのほかに、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）の観点からはTOSの情報セキュリティ対策の強化・底上げを図ることや、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）の観点から「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」の重要インフラに「港湾分野」を位置付ける方向で検討すること等についても言及された。〈<https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001719866.pdf>〉

⁶ 令和3年10月に徳島県のつるぎ町立半田病院が、令和4年10月に地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センターがランサムウェアによるサイバー攻撃を受ける事案が発生している。

国際的には技術流出防止対策は、経済安全保障政策を運用していく中では標準的な施策の一つであるが、G7構成国では、我が国のみがセキュリティ・クリアランス制度が未整備のままであり、海外企業や研究機関との技術協力や共同研究に支障が生じていた。そのため、令和4年5月の経済安全保障推進法案に対する参議院内閣委員会の附帯決議においても、「国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度の構築を検討した上で、法制上の措置を含めて必要な措置を講ずること。」とされ、残された課題となっていた⁷。

その後、国家安全保障戦略（令和4年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）においても「主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、セキュリティ・クリアランスを含む我が国の情報保全の強化に向けた検討を進める。」とされたこと等も踏まえ、令和5年2月14日の経済安全保障推進会議において、岸田総理は「『セキュリティ・クリアランス』を含む我が国の情報保全の強化は、同盟国や同志国等との円滑な協力のために重要であるほか、さらに、こうした制度を整備することは、産業界の国際的なビジネスの機会の確保・拡充にもつながることが期待できる。このため、昨年決定した新たな国家安全保障戦略でも示したとおり、主要国の情報保全の在り方や産業界等のニーズも踏まえ、経済安全保障分野における『セキュリティ・クリアランス』制度の法整備等に向けた検討を進める必要がある。」との認識を示した⁸。

令和5年2月から、内閣官房「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」において検討が行われ、同年6月6日には中間論点整理を取りまとめた。同論点整理では、新たな制度の方向性として、①政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報（Classified Information、以下「C I」という。）を念頭に置いた制度、②主要国との間で通用する実効性のある制度、必要とされる国際的な枠組みの検討、③政府横断的・分野横断的な制度の検討の3点が示された。

その後も有識者会議において中間論点整理で指摘された論点を中心に議論が続けられ、令和6年1月17日に「最終とりまとめ案」⁹を提示した。同案では、「セキュリティ・クリアランス制度の整備を検討するに当たっては、主要な同盟国や同志国に通用するものとしなければならないことから、諸外国と同様に、C I保全制度の一環としてセキュリティ・クリアランスの仕組みを整備すべきである。」とし、セキュリティ・クリアランス制度に関する必要性、新たな制度の基本的骨格及び具体的な方向性が示された。同案は、令和6年1月19日に「最終取りまとめ」として了承された。

最終取りまとめでは、「情報指定の範囲」については、我が国として真に守るべき政府が保有する情報に限定し、そこに厳重な鍵をかけるのが基本的な考え方であるとされ、その上で、経済安全保障上重要な情報の候補として、①サイバー関連情報（サイバー脅威・対策等に関する情報）、②規制制度関連情報（審査等に係る検討・分析に関する情報）、③調

⁷ セキュリティ・クリアランス導入に係る議論の詳細な経緯は、柿沼重志「技術流出防止策としてのセキュリティ・クリアランス～経済安全保障推進法の改正による制度導入に向けて～」『経済のプリズム』No. 217（2022.10.6）を参照されたい。〈<http://chousa.sangiin.go.jp/chousa/books2/2022/202221701.pdf>〉

⁸ 内閣官房「第4回経済安全保障推進会議」議事要旨（令5.2.14）

⁹ 内閣官房HP〈https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/dai10/siryou.pdf〉

査・分析・研究開発関連情報（産業・技術戦略、サプライチェーン上の脆弱性等に関する情報）及び④国際協力関連情報（国際的な共同研究開発に関する情報）が挙げられている。

「情報の管理・提供ルール」については、個人に対するクリアランスに係る政府による調査とその調査結果に基づく信頼性の確認（評価）に関して、調査項目や評価における着眼点等は、基本的に、特定秘密制度と差異を設ける理由はないと考えられるとされた。他方で、調査と信頼性の確認（評価）は別のプロセスであり、最終的な信頼性の確認はその情報保全に責任を持つ行政機関が行うことを前提に、調査機能を一元化することにより、一定の「ポータビリティ」を持たせることが重要であるとされた。

「プライバシーや労働法制等との関係」については、当該調査は、本人の意思に反して行われるものではなく、セキュリティ・クリアランスを真に必要とする者の任意の了解の下で行われるものであるとされた。また、信頼性確認を受けることへの同意を拒否し若しくは取り下げ、又は評価の結果セキュリティ・クリアランスが得られなかった場合に、C Iを取り扱う業務に就けないのは制度上やむを得ないが、それを超えて、不合理な配置転換等の不当な取扱いを受けることは許容されるべきではないとされた。

「漏えい等の罰則」について、C I 保全制度においては、情報保全の実効性を担保する観点からも、主要国に通用するという観点からも、漏えい等に対する罰則を定めることは重要であるとされた。この点、経済安全保障上重要な情報のうち、特に機微度の高い情報については、特定秘密保護法の法定刑（懲役10年以下等）と同様の水準とすることが適当であることは言うまでもないが、コンフィデンシャル級の情報に対してどのような水準としていくかは、国内法とのバランスも踏まえながら政府において具体的に検討していくべきであるとされた。また、漏えい等が法人の事業活動の一環として行われた場合に法人を処罰する規定を置くことについても検討すべきであるとされた。

岸田総理は令和6年1月30日の経済安全保障推進会議において、コンフィデンシャル級の情報を保護の対象とする新法を創設する旨発言しており、関係法案の提出が予定される。

今後の課題としては、従前の「特定秘密の保護に関する法律」（平成25年法律第108号）と異なり、多くの民間人が対象となることから、特に労働法制に留意し、個々の労働者のプライバシーに十分配慮し、セキュリティ・クリアランスを受けたことにより労働条件等における不利益な取扱いを受けることがないよう、労働基準行政の観点からの相談・監督体制を確立していくことが挙げられよう。

2. こども施策

（1）こども大綱及びこども未来戦略の策定

こども基本法（令和4年法律第77号）第9条では、「政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。」とされている。政府は同法を受け、令和5年4月21日に岸田総理から、こども家庭庁に設置された「こども家庭審議会」に対して、今後5年間を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について諮問が行われ、同審議会は12月1日に答申を取りまとめた。同月22日に「こども政策推進会議」が開かれ、答申を基にこども大綱案が取りまとめられ、

同日、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す、こども大綱が閣議決定された。こども大綱が策定されたことにより「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」が同大綱に一元化された。

また、令和5年4月から、全世代型社会保障構築本部の下に、「こども未来戦略会議」が開催された。同会議は岸田総理を議長とし、関係閣僚、有識者、子育て当事者等で構成され、こども・子育て政策の強化を図るため、必要となる施策の内容、予算、財源について総合的に検討が行われた。同年6月13日に「こども未来戦略方針」が、12月22日には同方針の内容を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定された。同戦略の中の今後3年間の集中的な取組であるこども・子育て支援加速化プランでは、児童手当の抜本的拡充、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設、ヤングケアラーへの支援、こども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設、こども・子育て支援金制度の創設等が盛り込まれた。岸田総理は、令和6年1月30日の施政方針演説において、「今年は、児童手当の抜本的拡充、高等教育の負担軽減、保育所の76年ぶりの配置改善、児童扶養手当の拡充など、いよいよ政策が本格実施されるステージに入ります。今国会に必要な法案を提出し、スピード感を持って、実行に移してまいります。」と述べており、児童手当法、こども・子育て支援法等の改正案の提出が予定されている¹⁰。

課題としては、安定的な財源確保策について、政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための「こども金庫」の創設、既定予算の最大限の活用、徹底した歳出改革、新たな支援金制度の創設等が予定されているが、従前のこども・子育て新システムでも安定財源の確保が大きな課題であったところであり、丁寧な説明、議論が求められよう。また、「こども誰でも通園制度（仮称）」を支えるのに不可欠な保育人材はなお不足状態が続いており、処遇改善等、更なる環境整備の議論が必要であろう。

（2）日本版DBS

教育・保育施設等や子供が活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組みである日本版DBS（Disclosure and Barring Service）については、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月21日閣議決定）において、その導入に向けた検討を進めることとされた。一方、令和2年にマッチングアプリを通じて保育の依頼を受けたベビーシッターによるわいせつ事件を契機とし、保育士については、令和4年の第208回国会（常会）で成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）において、児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）として、児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事

¹⁰ こども未来戦略に関する施策等の詳細については、柳瀬翔央「次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略—こども家庭庁関係の主な施策・予算及び財源確保策—」『立法と調査』No. 463（2024. 2. 7）を参照されたい。

業停止命令等の情報の公表や共有を可能とする等の改正が先行して行われている¹¹。

こども家庭庁は、基本方針を踏まえ、教育・保育施設等や子供が活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討を進めるため、「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議」を令和5年6月に設置し、9月12日に報告書を取りまとめた。

報告書では、制度設計に当たっての基本的な視点として、性犯罪・性暴力は子供の心身に生涯にわたって回復し難い有害な影響を及ぼし、子供の性的知識の未熟さやその立場の弱さに乗じて行われ、第三者が被害に気付きにくいいため、一度発生すると継続する可能性が高いことから、未然に防止すべきとした。また、対象業務については、「こどもに対して支配的・優越的關係に立ち、こどもと継続的に直接密接な人間関係を持つ者や、親等の監視が届かない状況の下で預かり、養護等をする者を対象とすべきである。その判断に当たっては、こどもから見て当該業務が支配的・優越的であるかという観点も重視すべきである。このような対象業務として、例えば、学校の教職員、児童の保育・養護等に関する業務を行う者が考えられる。」¹²としている。その上で、教育、保育等を提供する事業者はその事業において教育、保育等を提供する業務に従事する者による子供に対する性犯罪及び性暴力を防止する責務を負っていると考えられ、この責務を果たすため、当該業務に従事する者が性犯罪歴を有するか否かを確認する仕組みを導入することが必要とした。

一方留意点として、職業選択の自由、営業の自由を制約することになるため、対象範囲を無限定に広げることは許されないとした。また、犯罪歴は「個人情報保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第2条第3項の要配慮個人情報¹³であり、対象事業者は、提供を受ける性犯罪等の情報を適切に管理することができるものであるべきとされた。

また、主な個別論点については、①学校教育法（昭和22年法律第26号）や児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき認可等を受けている事業者以外の教育、保育等を提供する事業者（児童福祉法上の届出事業、学習塾等）は監督等の仕組みが必ずしも整っていないため、認定制度を設け、認定を受けた者については同様の確認を義務付けるべき、②確認対象とする性犯罪歴等については、性犯罪前科を対象とする、対象期間は、刑法（明治40年法律第45号）第34条の2第1項¹⁴の趣旨を踏まえつつ、必要性、合理性を踏まえ一定の上限を設ける¹⁵、条例違反、起訴猶予、行政処分については慎重な検討を行うこと等を示した。

¹¹ 教職員については「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）により、教員採用権者による、特定免許失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許が失効等となった者）データベースの活用義務が定められている。

¹² 「こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議報告書」（令5.9.12）7頁

¹³ 「『要配慮個人情報』とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。」

¹⁴ 「禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで10年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで5年を経過したときも、同様とする。」

¹⁵ 加藤内閣府特命担当大臣は令和5年11月24日の閣議後の記者会見で、性犯罪歴の照会期間について「10年などの年数内にすることが必ずしも必要となるわけではない」、「刑法の規定が直接適用されることにはならない」などと述べた。『朝日新聞』（令5.11.25）

「日本版DBS」関連法案の提出については、令和5年10月16日の「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」において、加藤内閣府特命担当大臣から「いわゆる日本版DBSの検討の加速については、9月に取りまとめた有識者会議の報告書をもとに、こどもの性被害防止のためにより実効的な制度となるよう検討を進め、与党とも緊密に連携しつつ、可能であれば次期通常国会以降のできるだけ早い時期に法案を提出できるよう、早急に制度設計を行ってまいります。」と発言があった¹⁶。また、岸田総理も令和6年1月30日の施政方針演説において「こどもに対する性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、あってはならないことです。こどもの性被害を防止するための法制度について、今国会での法案提出を目指し、より実効的な制度となるよう検討を進めます。」と述べた。

有識者会議報告書では、義務化の対象範囲や対象とする期間に関する意見がある中で、実効性のある制度の在り方がどのようなものになるのか注目される。そして、こどもを性犯罪・性暴力から守るためには、性犯罪・性暴力を未然に防止する対策はもとより、性犯罪・性暴力歴のある者の再犯防止・更生支援が不可欠である¹⁷。性犯罪者処遇プログラムの充実、地方公共団体等が活用可能な再犯防止プログラム¹⁸の開発・提供等を更に進める必要がある。

3. 新しい資本主義と政府経済見通し

(1) デフレ完全脱却のための経済対策と賃上げに向けた取組

岸田内閣の経済政策の柱となる新しい資本主義については、令和5年6月16日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」が閣議決定された。同改訂版は、日本経済の様々な構造問題を背景とする人への投資や設備投資の遅れといった課題に更に加速して取り組む必要性が明らかになってきたとの認識の下、足元の高い賃金上昇を持続的なものとするべく、コストの適切な転嫁を通じたマークアップ率の確保を図り、三位一体の労働市場改革を実行することを通じた構造的賃上げを実現することで、賃金と物価の好循環へとつなげるとしている。

我が国経済の現状は、ロシアによるウクライナ侵略の長期化や中東情勢の不安定化等による資源価格の高騰や円安等による輸入インフレの状況が続く物価を押し上げ、それに賃金上昇が追いつかず国民生活を圧迫している状況にある。一方政府は、高水準の賃上げや企業の高い投資意欲などから、低物価・低賃金・低成長に象徴される「コストカット型経済」からの変革を果たすまとないチャンスと捉え、まずは足元の物価高から国民生活・事業活動を守る対策に万全を期し、併せて、賃上げの流れを地方、中堅・中小企業にも波及させ、賃上げのモメンタムの維持・拡大を図るため、「デフレ完全脱却のための総合経済

¹⁶ 「第9回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・第14回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議・第3回誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部 合同会議議事概要」(令5.10.16) 3頁

¹⁷ 現在、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」(令和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)に基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」として、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援が強化されている。

¹⁸ 朝日新聞デジタル(令和6.2.1) <<https://www.asahi.com/articles/ASS1H5JPTS1CUTIL037.html>>

対策」(令和5年11月2日閣議決定、以下「総合経済対策」という。)を取りまとめた¹⁹。

岸田総理は同日の記者会見で、現下の最優先は、デフレから脱却し、経済を成長経路に乗せることであるとし、国民の可処分所得を伸ばすために所得税及び住民税の定額減税を行う旨述べた²⁰。また、岸田総理は令和6年の年頭所感において、「経済では、賃上げ、設備投資、株価などいずれも『30年ぶり』の高い水準となりました。バブル崩壊から30年がたちますが、今年は、日本経済を覆っていたデフレ心理とコストカットの縮み志向から完全に脱却する年にしたい」と述べた上で、当面は「足元の物価高から国民生活を守り、『物価上昇を上回る賃上げ』を必ず達成しなければなりません。経済界には、今年の春闘で『昨年を上回る賃上げ』をお願いし、賃上げ促進税制を中小企業にも使いやすい形で強化します。そして、賃上げとの相乗効果を狙い、所得税・住民税の定額減税も6月に実施します。」とした。

同所感を踏まえ、令和6年1月17日の政府与党連絡会議において岸田総理は、昨年11月に引き続き政労使の意見交換(以下「政労使会議」という。)を開催し、官民が連携して、賃金を上げ、可処分所得が増えるという状況を今年夏には確実に作る旨述べた²¹。その後1月22日に政労使会議が開催され、2024年春季労使交渉に向けて、意見交換が行われた。その中で岸田総理は①春季労使交渉における昨年を上回る水準の賃上げ、②中小企業・小規模企業における賃上げ、③医療・福祉・障害福祉分野などの公的価格の引上げ、④非ホワイトカラー職の賃金の引上げ、の4点について求めた。日本労働組合総連合会(連合)は5%以上の賃上げを求めているが、中小企業が原材料費、人件費等の高騰分を適切に価格転嫁できるかが課題となっている。

(2) 政府経済見通し

「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(政府経済見通し)は、翌年度にかけての経済財政運営の基本的態度や、それに基づく経済の姿について、政府の公式見解を表明するものであり、通常、予算(概算)の閣議決定前に閣議了解され、予算の国会提出と同時に閣議決定される。

我が国経済は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症について感染症法上の位置付けが5類となり、国民の行動もコロナ以前に戻りつつあることにより、経済の正常化が進んだ。「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和5年12月21日閣議了解、令和6年1月26日閣議決定)では、まず、令和5年度の経済動向について、「30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えている」と評価する一方、「賃金上昇は輸入価格の上昇を起点とする物価上昇に追いついていない。個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いている。」とし、この状況を放置した場合再び

¹⁹ 内閣府HP<https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2023/20231102_taisaku.pdf>

²⁰ 納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行う。

²¹ 内閣府HP<https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202401/17sei_yoto.html>

デフレに戻るリスクがあるとしている。そのため、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るべく、政府は、デフレ脱却のための一時的な措置として国民の可処分所得を下支えするとともに、前述の総合経済対策を策定し、その裏付けとなる令和5年度補正予算を迅速かつ着実に執行するなど、当面の経済財政運営に万全を期すとしている。また、令和5年度の経済については、実質国内総生産（実質GDP）成長率は1.6%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は5.5%程度、消費者物価（総合）は3.0%程度の上昇率になると見込まれるとしている。

次に、令和6年の経済見通しは、「総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等があいまって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待される。令和6年度の実質GDP成長率は1.3%程度、名目GDP成長率は3.0%程度、消費者物価（総合）は2.5%程度の上昇率になると見込まれる。」としているが、「海外景気の下振れリスクや物価動向に関する不確実性、金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要がある。」としている。

なお、令和6年1月1日に発生した能登半島地震は現在も行方不明者の捜索活動等が続けられており、執筆時点で被害の全体像が未だ不明な部分もあるが、被災地の製造業、観光業等の被害と再建・再開、生活インフラの復旧等復興に係る需要などが今後の日本経済にどのような影響を及ぼすか、注視する必要がある²²。

4. 科学技術政策

（1）生成AI規制の動向

文章、画像、音声など様々な情報を生成・創造する目的で用いられる生成AIについては、令和4年秋に米国OpenAIが対話型生成AIであるChatGPTを公開して以降、日常生活や企業等で活用することで、生産性向上への寄与が期待できることなどから、急速に普及し身近なものとなった。

一方で生成AIによる偽情報、個人の権利侵害、知的財産権等との関係の整理など様々な問題や課題も顕在化している。我が国では、内閣府に設置された「人間中心のAI社会

²² 令和6年1月1日に発生したマグニチュード7.6（暫定値）の「令和6年能登半島地震」は死者240名、住家の被害は全壊2,609戸と甚大な被害が確認されている（2月2日時点）。またインフラの復旧等にはまだ時間を要することから、少なからず我が国経済への影響が想定されるが、政府としてマクロ経済への影響については、内閣府が1月の「月例経済報告」（1月25日）において「令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」と記載している。また、2月2日13時時点の経済産業省の「令和6年能登半島地震に伴う被害について」では被災地の製造業、中小企業の状況については、「建物や設備の損傷等の被害が多数発生しているが、被災地域域外のサプライチェーンにも影響を及ぼしうる業種については、約9割が生産を再開又は再開の目処が立っている状況である一方、繊維、工芸品、印刷製造業については、2割強の企業において生産再開の目処が立っていない状況。」とある。〈<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240117002/20240117002.html>〉。また、民間シンクタンク等の試算では米国ムーディーズRMSが、被災地について住宅や工場などが被害を受けたことに伴う経済損失が4,350～8,700億円に上るとの推計を明らかにした。さらに、日本経済への影響に関しては、SMBC日興証券の宮前耕也シニアエコノミストは、2024年の名目GDPが約640億円押し下げられると推計している。東京新聞ウェブサイト（令5.1.15）〈<https://www.tokyo-np.co.jp/article/302993?ret=economics>〉。さらに、（株）日本総合研究所の試算では「GDPの損失額は▲974億円程度。わが国全体への影響としては、対GDP比▲0.02%と限定的。」としている。（株）日本総合研究所調査部マクロ経済研究センター『日本経済展望』（令6.1）8頁〈<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/japan/pdf/14739.pdf>〉

原則検討会議」において、AIをより良い形で社会実装し共有するための基本原則となる「人間中心のAI社会原則」（平成31年3月29日統合イノベーション戦略推進会議決定）²³が平成31年に取りまとめられ、この考え方も踏まえ、関係省庁において、AIに係る指針、ガイドラインが策定されてきたが、統一的な規制の在り方の検討は後手に回ってきた²⁴。

このような状況を背景として内閣府は、令和5年5月11日に有識者から成る「AI戦略会議」²⁵を設置した。同会議は、同月26日に、①国際的な議論とリスクへの対応、②AIの最適な利用、③AI開発力の強化の3つについて、暫定的な論点整理を取りまとめた。これを踏まえ、同年12月21日の同会議に総務省及び経済産業省から、関連する既存のガイドラインを統合・アップデートし、「AI事業者ガイドライン案」が示された。岸田総理は同日の同会議において、後述の広島AIプロセスの合意を踏まえ、国内ルールとして、AIの開発者、提供者、利用者を含む、全てのAI関係者に対する事業者ガイドラインを策定する旨述べ、今後のスケジュールとして、原案をパブリックコメントにかけた上で²⁶、令和6年3月までに策定・公表するとした。さらに、ガイドラインの履行確保の在り方についても、国際的な動向を踏まえ、検討していくとした²⁷。なお、岸田総理は同日の会議で、英国や米国で創設されているAIの安全性研究を行う機関と連携し、AIの安全性の評価手法の研究や規格作成などを行う機関が日本としても必要であるとし、AIセーフティ・インスティテュートを設置する考えを示した。同機関は令和6年2月に、経済産業省所管の独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の下に設立される予定である²⁸。

また、令和5年5月19日から21日に開催されたG7広島サミットの共同コミュニケでは「我々が共有する民主的価値に沿った、信頼できる人工知能（AI）という共通のビジョンと目標を達成するために、包摂的なAIガバナンス及び相互運用性に関する国際的な議論を進める。」とし、生成AIに関する国際的なルールの検討を行うため、同月「広島AIプロセス」を立ち上げた。その後同年12月6日に発出されたG7首脳声明において、同月1日に閣僚級会合で取りまとめた「広島AIプロセス包括的政策枠組み」²⁹が承認された。

今後の課題としては、事業者ガイドラインの履行確保のための方策について、米国やEU等の国際的な動きも踏まえ制度整備を含め検討することや、広島AIプロセスの成果を

²³ 同原則では、国や自治体を始めとする我が国社会全体、さらには多国間の枠組みで実現されるべき社会的枠組みに関する原則である「AI社会原則」が示されるとともに、開発者及び事業者において、基本理念及びAI社会原則を踏まえたAI開発利用原則を定め、遵守するべきと考えるとしている。

²⁴ 総務省主導の「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案」（2017年）と「AI利活用ガイドライン～AI利活用のためのプラクティカルリファレンス～」（2019年）、経済産業省主導の「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドライン ver1.1」（2022年）の3つのガイドラインがある。

²⁵ 政府におけるAI政策の検討体制としては、同会議のほか、令和5年4月に関係省庁の実務者から成る「AI戦略チーム」が、また、同年8月には、国内のAI戦略・ルール作りと国際交渉を一体的に取り組むための「AI国際戦略推進チーム」が設置された。

²⁶ パブリックコメントは令和6年1月20日から2月19日までである。

²⁷ 自由民主党デジタル社会推進本部は令和5年12月14日、国内ガイドラインの活用促進、AI安全研究所の創設、AI戦略推進体制の拡充等を柱に、AIの開発段階において安全性を確保するため、国内のAI関連事業者向けのガイドラインの策定や法制化の検討などを内容とする「AIの安全性確保と活用促進に関する緊急提言」を取りまとめ、高市内閣府特命担当大臣に申入れを行った。

²⁸ 『日本経済新聞』（令5.2.1）

²⁹ 「生成AIに関するG7の共通理解に向けたOECDレポート」、「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」、「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」等から成る。

G 7以外の国に幅広く拡大していくこと等が挙げられる³⁰。

(2) 日本学術会議の組織の在り方

日本学術会議は、日本学術会議法（昭和23年法律第121号）前文にある「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし」、我が国の科学者の内外に対する代表機関として昭和24年に設立され、内閣総理大臣の所轄の下、政府から独立して職務を行う「特別の機関」³¹として位置付けられている。

日本学術会議の組織は、総会、役員（会長と3人の副会長）、幹事会、3つの部、4つの機能別委員会（常置）、30の学術分野別の委員会（常置）、課題別委員会（臨時）、地区会議、若手アカデミー及び事務局から構成されている。また、会員は日本学術会議からの推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する非常勤の特別職国家公務員の身分を有し、日本学術会議法第7条で定員は210名と定められ、任期は6年で、3年ごとに半数が任命されている³²。

会員は当初、全国の科学者による選挙で選ばれていたが、昭和58年の法改正により、日本学術会議に登録された一定の要件を備える科学者団体を基礎とした推薦による内閣総理大臣の任命制が導入された。その際中曾根内閣総理大臣（当時）は委員会審査において、政府が行うのは形式的任命にすぎない旨答弁した³³。その後、平成16年の法改正により、海外のアカデミーで採用されている、現会員の推薦により会員候補者を推薦する「コ・オプテーション（co-optation）方式」が導入されたが、任命については引き続き内閣総理大臣が行うこととされた。

令和2年10月1日、日本学術会議が推薦した第25期会員候補のうち6名について、菅義偉内閣総理大臣（当時）が任命を見送った。日本学術会議からは、任命見送り問題に関し声明や要望書が出されたが、令和4年1月13日に行われた梶田隆章日本学術会議会長（当時）と岸田総理との面談では、第25期の任命に関する一連の手続は終了しているとの政府の認識が示された。日本学術会議は、任命を見送られた6名について改めて推薦すると、内閣総理大臣による任命拒否を追認することになりかねないとして、引き続き任命を求めている。

一方で、日本学術会議の組織自体の在り方について、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から、内閣府において検討が進められた。令和4年12月6日に中長期的・俯瞰的分野横断的な課題に関する時宜を得た質の高い科学的助言を行う機能等を抜本的に強化することとし、活動や運営の徹底した透明化・ガバナンス機能の迅速かつ徹底的な強化を図るため、国の機関として存置した上で、必要な措置を講じ、改革を加速す

³⁰ 内閣府A I戦略会議（第7回）（令5.12.21）資料2「A I戦略会議の今後の課題（案）」〈https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/7kai/2kadai.pdf〉

³¹ 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第40条第3項

³² 会員と協力して活動する約2,000名の連携会員は、学術会議議長が任命する非常勤の一般職国家公務員。

³³ 「学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。」第98回国会参議院文教委員会会議録第8号34頁（昭58.5.12）

るべきという結論に達したとする「日本学術会議の在り方についての方針」を示した。同方針に対して日本学術会議は、同年12月21日に開いた総会で、「再考を求める」旨の声明を決議した。日本学術会議法の改正も検討されたが、日本学術会議の理解が得られず、令和5年の第211回国会（常会）への提出は見送られた。

その後、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において「日本学術会議の見直しについては、これまでの経緯を踏まえ、国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る。」とされ、それを踏まえて、日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討するため令和5年8月29日から「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」³⁴が開催された。同懇談会は12月21日に中間報告を取りまとめ、「学術会議が求められる機能を十分に発揮するための環境を整えるという観点からも、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましい。」などの指摘がなされた。

中間報告を踏まえ、内閣府は、①日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とすること、②日本学術会議の会員は日本学術会議の独立性・自律性を踏まえつつ、透明かつ厳正なプロセスで選考される、③日本学術会議に対して必要な財政的支援を行うことなどを内容とする「日本学術会議の法人化に向けて」（令和5年12月22日内閣府特命担当大臣決定）を取りまとめた。松村内閣府特命担当大臣は同日の記者会見で今後について「有識者懇談会からは、制度の具体的な検討に当たって日本学術会議の意見をしっかりと聞くことや、日本学術会議が機能を十分に発揮できるよう政府が必要な財政的支援を継続して行うことなどが求められているところであり、また、日本学術会議からも、（略）今後の検討に当たっては日本学術会議と十分協議をしてほしいという意見を頂いている（略）具体化に向けて丁寧に検討を進めてまいりたい」と述べた³⁵。

今後は、法人化等法制化の方向性が示されている中で、日本学術会議との議論の場やそれを踏まえた法制化に際しての具体的な内容や時期等を設定しつつ、丁寧な議論を積み重ねる枠組を構築していくことが期待される。

5. 警察行政

（1）銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の改正

令和4年7月に奈良県奈良市で発生した安倍元総理の銃撃事件等を契機に、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）の改正が検討されている。

令和4年末現在、銃刀法に基づく、都道府県公安委員会の猟銃及び空気銃の所持許可状況は、8万6,499人、17万4,133丁である³⁶。また、令和4年における銃器発砲事件³⁷の発生

³⁴ 有識者会議の構成員に日本学術会議の現職の役員等はいないが、座長の岸輝雄氏（東京大学名誉教授）は元学術会議の副会長であり、会議には日本学術会議会長等の関係者も出席している（後藤茂之内閣府特命担当大臣（当時）が初回会議で「この懇談会には、学術会議とオープンな形で丁寧に議論する場として、学術会議の梶田会長にも御出席をいただいております。」と発言）。

³⁵ 「松村内閣府特命担当大臣記者会見要旨」（令5.12.22）〈https://www.cao.go.jp/minister/2309_y_matsumura/kaiken/20231222kaiken.html〉

³⁶ 国家公安委員会、警察庁『令和5年版警察白書』71頁〈<https://www.npa.go.jp/hakusyo/r05/index.html>〉

³⁷ 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。

事件数は9件（前年比－1件）であり、このうち暴力団等によるとみられるものは6件（前年比－2件）発生した。銃器発砲事件による死傷者数は6人（死者4人、負傷者2人）であり、このうち暴力団構成員等が3人（死者2人、負傷者1人）であった³⁸。

安倍元総理銃撃事件では、自作された銃砲が使用されたが、銃砲はその形状等により拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃、その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲、空気銃に分類される。現行の銃刀法は、第3条の13、第31条において、拳銃等（拳銃、小銃、機関銃及び砲）にのみ発射を禁止し、罰則規定を設けている。また、第3条においては銃砲等の所持の禁止を規定しているが、罰則については拳銃等が他の銃砲に比べ重くなっており、発射罪、所持罪の適用が銃砲の形状等により変わる。そのため自作銃砲を含む銃砲の罰則を強化するためには、銃刀法の発射罪の対象拡大、拳銃等以外の所持罪の罰則を強化する必要がある。

また、インターネット上で銃の自作方法などの情報が氾濫していることに鑑み、拳銃等の所持罪に当たる行為等を、公然、あおり・唆したことに対する罰則の整備や電磁石の磁力により金属製弾丸を発射する機能を有する銃で、一定以上の威力を有するものを、原則所持を禁止することも併せて対応が求められている。

さらに、令和5年5月25日、長野県中野市でハーフライフル銃による殺人事件が発生したことを踏まえ、ライフル銃の定義³⁹を変更し、ハーフライフル銃についても、ライフル銃の許可の基準を適用する対策を講ずる必要があるとされている。加えて、猟銃を長期間用途に供していないとして、所持許可を取り消すことができる期間を3年から2年に短縮すること等について、銃刀法改正案の提出が予定されている。

（2）道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正

政府は自転車について、環境に優しく、国民に普及した交通手段であり、災害時の移動や、国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものとして位置付けている⁴⁰。一方、自転車関連の交通事故発生件数は、令和2年6万7,673件、令和3年6万9,694件、令和4年6万9,985件に上っており、特に自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故件数は、平成25年～平成29年の累計では295件であったが、平成30年～令和4年累計では454件と増加傾向にある。また、自転車を酒気帯び状態で運転した場合、死亡重傷事故率が飲酒をしていない場合の約1.9倍となり、効果的・効率的な対策が急務となっている。

このような現状を踏まえ、警察庁は令和5年8月「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」（以下「有識者検討会」という。）を設置し、検討を開始した。有識者検討会は「自転車の交通違反に対する効果的な違反処理の在り方」、「自転車が通行しやすい交通規制の在り方」等について、同年12月に中間報告書を取りまとめた。

³⁸ 警察庁『日本の銃器情勢（令和4年版）』〈https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutu_jyuki/jyuki/jousei/juukizyousei.pdf〉

³⁹ 銃刀法第5条の2第4項において、銃腔に腔旋を有する猟銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えるもの。

⁴⁰ 警察庁「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」（第1回）（令5.8.30）資料6

報告書の提言では、「自転車の交通違反に対する効果的な違反処理の在り方」の課題として、現在自転車に対しては交通反則通告制度⁴¹が適用されていないことから、自転車の交通違反が検挙された際には「赤切符」等で処理され、その場合犯罪行為として例外なく刑事手続の対象とされており、刑法犯と同様の手続的負担を課すことは制度として重すぎると指摘した上で、実際には検挙され、検察庁に送致されたとしても、結果として不起訴になることが多く、違反者に対する責任追及が不十分であるという問題が指摘されているとしている。そのため、捜査機関の事務処理の合理化と実効性ある制裁を科す等のため、現状の刑事手続とは異なる制度の導入が不可欠であるとした。また、「自転車の運転者による携帯電話使用等及び酒気帯び運転への対応」については、「道路交通法上、自転車運転中に携帯電話等の無線通話装置を通話のために使用することや、スマートフォン等の画像表示用装置に表示された画像を注視することを禁止する規定が整備されておらず、道路交通法第71条第6号の委任を受け、都道府県ごとに、個別の公安委員会規則において禁止しているところであるが、現状、都道府県ごとに禁止される行為の態様が異なっている。」と指摘した。

酒気帯び運転については、現状においても道路交通法上禁止されているが、罰則については、酒酔い運転をした者に対しては道路交通法で5年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科される一方、酒気帯び運転については罰則の対象外となっており、酒気帯び運転による事故の発生抑止のための方策について検討の必要性が指摘された。

有識者検討会の提言を踏まえ、自転車等の運転者（16歳未満の者を除く。）がした一定の違反行為を交通反則通告制度の対象とすること、自転車運転中の携帯電話使用等及び酒気帯び運転に関する罰則規定を整備すること等を内容とする道路交通法改正案の提出が予定されている。

（3）自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の改正

現在自動車の保管場所として道路が使用されないようにするために、保管場所証明書に係る届出、保管場所標章の表示義務等の制度が設けられている。そのうち保管場所標章制度は平成2年に駐車環境の悪化を背景に創設されたが、保管場所情報に係るデータベースの整備等により、保管場所標章によらずとも、保管場所の位置の調査等が可能となった。そのため、いわゆる「車庫法」と呼ばれる「自動車の保管場所の確保等に関する法律」の改正案の提出が予定されている。

（あらい けんじ）

⁴¹ 「交通違反の急増により、全ての違反者に対して通常の刑事手続を行うことによる負担を回避し、交通違反を簡易迅速に処理する必要性が生じたことから、昭和42年に設けられたものである。具体的には、軽車両以外の車両等の運転者がした反則行為（簡易迅速な処理になじむ、現認可能・明白・定型的な違反行為）について、これを簡易迅速に処理することで違反者・捜査機関双方の負担軽減を図るものであり、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合には公訴が提起されない制度である。」警察庁「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する中間報告書」（令5.12）14頁